

消 防 予 第 248 号
令和 7 年 6 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱い
について（通知）

劇場等の客席については、火災予防条例（例）（昭和 36 年自消甲予発第 73 号。以下「火災予防条例（例）」という。）第 35 条及び第 36 条を参考として、各地域の火災予防条例において基準が定められているところです。

今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 221 号）により、劇場等における車椅子使用者客席の設置数に係る基準が見直されるとともに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和 7 年 5 月 30 日国住参建第 996 号）により、同伴者席を車椅子使用者用客席の横に設けることや、地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペースや可動椅子とすること等が標準的な設計内容として位置づけられたところです。

これらの動向を踏まえ、劇場等における車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者席の固定に係る火災予防条例（例）上の取扱いについて、別紙のとおり示しますので、執務上の参考にさせていただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課予防係

担当 : 谷川、^{たにがわ}中^{なかだい}基

TEL : 03-5253-7523

Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp

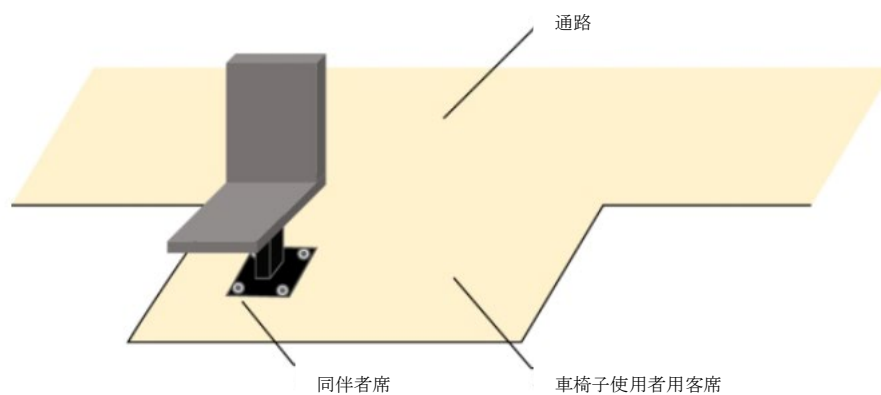
劇場等における車椅子使用者客席の横に設ける同伴者用客席の固定に係る取扱いについて

(1) 床への固定方法について

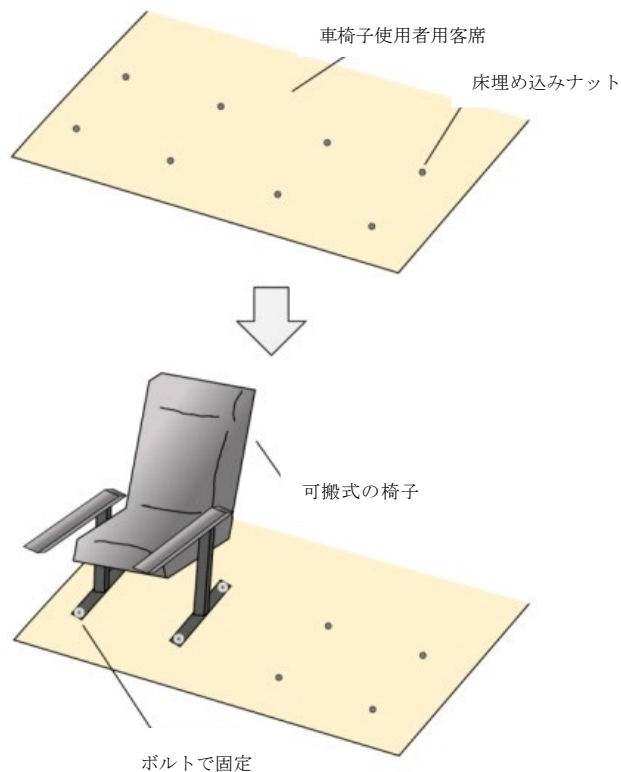
車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、床への固定方法としては、例1のほか、例2のような方法も認められるものであること。

<図1 同伴者用客席の固定方法の例>

例1 車椅子使用者用客席に隣接してあらかじめ固定した椅子席を設ける方法



例2 必要に応じて椅子席をボルトで固定できるようにする方法



(2) 床への固定に係る特例について

劇場等の車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、次の①から③までのすべてに適合している場合には、火災予防条例（例）第36条の2の規定に基づく特例を適用し、床に固定しないことができるものとする。（図2参照）

- ①車椅子の使用者の介助を目的としていること。
- ②火災予防条例（例）第35条第5号又は第36条第4号に定める客席の避難通路に設けないこと。
- ③ 同伴者用の椅子席の数は、観覧時において必要最小限の数とすること。

<図2 特例により同伴者用客席の床への固定が免除される場合の例>

